

平成 26 年第 11 回
北栄町農業委員会総会議事録

平成 26 年第 11 回北栄町農業委員会総会

開催年月日	平成26年11月10日（月）				
開催の場所	北栄町中央公民館				
開 会	平成26年11月10日（月） 午後1時30分				
出席委員 (2 3 名)	1 番	河原 廣美			
	4 番	田中 則重	5 番	濱田 陽一	6 番 木村 悟
	7 番	坂本 憲昭	8 番	友定 憲一	9 番 村岡 昌美
	1 0 番	永田 恭彦	1 1 番	徳山 克之	1 2 番 前田 榮久
	1 3 番	宇田川誠章	1 4 番	福光 康男	1 5 番 杉川 武士
	1 6 番	徳山 隆敏	1 7 番	津川 孝篤	1 8 番 前田 浩明
	1 9 番	森本 真理子	2 0 番	山下 正美	2 1 番 谷口 廣志
	2 2 番	遠藤 忠充	2 3 番	斎尾 智弘	2 4 番 盛山 由紀子
			2 6 番	濱坂 良男	
欠席委員等	2 番家森 政男 3 番岸田 一成				
事務局	局長	下阪 啓二	書記	阪本 知春	
閉 会	平成26年11月10日（月） 午後3時15分				

○事務局 それでは、ただいまより平成26年度第11回北栄町農業委員会の総会を開催します。

会長さん、御挨拶をお願いします。

○濱坂会長 皆さん、こんにちは。暑くなったり、寒くなったりしながら、だんだんと冬が近づいてきておりますが、ことしもあと今月を入れて2カ月ということでございます。また、私たちの任期も4月までということで、もう少しになってまいりました。何回も言いますが、当初に3年間の任期の間に何かをということで、何回かはお願いをしてきたわけでございます。ようやくここに来て、農地委員会ではモデル事業をやっていただきましたし、あるいは農地パトロールもしっかりやっていただきました。

それから、農政委員会におきましては、先般19日ですけれども、婚活活動を無事やることができました。男子が15名、女性が13名でございましたけれども、8組のカップルができました。私個人的には3組ぐらいかなと思っていました、また事務局は5組ほど記念品を準備しておりました。結果的には足りないぐらい好評だったということでございます。それから、同じ日に琴浦も婚活をやっておりますが、男性が20名、女性が8名だったようですけれども、8名全員がカップルになったと聞いております。それから、11月に入って大山乳業も婚活をやっておられるということで、担い手とか、後継者とか地域が抱える問題にいろんなところが取り組んでおると感じているところですので、今後ともこういった機会があればいろいろ御協力いただきたいなと思っております。ちなみに、うちの来ていただいた女性の方、どんな女性が来るのかなと思ってございましたけれども、非常に素直そうな、美人ぞろいといいますか、かわいい人たちばかりで、言っただろうかと思いますが意外だったような気がしております。いろんな意味でよかったなと思っております。

任期も、もう少しです。今までの活動の取りまとめをしていただいて、次の方にバトンタッチできるように総括をしていただきたいと思います。

それから、規制改革会議のほうから出されております農業委員会制度、それから組織のあり方についての課題ですけれども、今、全国農業会議所と政府といいますか、ガチンコでいろいろやっているようですけれども、なかなか目に見えた姿が出てきておりません。ただ、基本的なところで、4、5点、公選制を選任制にするとか、その辺はなかなか譲れないということで、この間閣議決定されましたことが基本に物事が進んでいくようございます。今のところ想定でございますけれども、来年の2月、国会に法案を提出する予定のようです。法案が出されて、それが5月から6月にかけて成立すると。施行は27年10月以降というスケジュールが想定されております。したがって、北栄町の農業委員会につきましては4月が選挙ということでございますので、従来どおりの選挙があるということで認識をお願いしたいと思っております。その後の任期についてはどうなるか、この法案の中で、先般行われました統一選挙の任期に合わせて再スタートするのか、あるいはそれぞれ3年後において選任制度に移っていくのか、その辺はまだ不透明でございますけれども、いずれにしても選挙があるということでございますので、気にとめておいていただきたいと思います。

きょうは以上、挨拶にかえたいと思います。よろしくをお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

北栄町農業委員会会議規則第5条に、会長は、会議の議長となり、議事を整理するとありますので、以後、会長に議長を務めていただきます。

○濱坂議長 それでは、会議規則によりまして議長につかせていただきます。

本日の欠席届、3番、岸田委員、急遽、葬儀の関係が入ったようでございます。それから、遅刻と聞いておりますが、2番の家森委員、それから19番、森本委員、23番、齋尾委員、あとの2人につきましては、議会の関係でおくれる、あるいは、もしかしたら出られないかもしれないという報告を受けております。

それでは、4番の議事録署名委員の選出でございます。順に従いまして、17番、津川委員、18番、前田浩明委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

(1) 番、農地法第3条の規定による許可申請について、3件でございます。順次、進めたいと思います。

○事務局 お配りしておりますレジュメの4ページをごらんいただきたいと思います。こちらに、議案等に係ります位置図をつけております。また、写真を別紙資料として差し上げておりますので、議事等の参考にしていただきたいと思います。

なお、議案の第2号の2でございますが、書類の発送時には5条でということをお願いしていたわけですが、現地確認で非農地証明のほうがとれないだろうかということがございまして、急遽でございますけれども、●●●さんの非農地証明という格好で、本日、書類を配らせていただきましたので、協議事項のほうで御協議をお願いしたいと思います。

それでは、第1号の1でございます。議事の3ページをごらんいただきたいと思います。議案第1号に係る案件は3件でございます。

議事の4ページをごらんください。第1号の1でございますが、この案件に係る農地は1筆、1,059平方メートルでございます。譲渡人が高齢のためにこの農地の耕作をしがなくなってきたことから、同居の息子さんに贈与による所有権移転をされるものでございます。議事の6ページをごらんください。農地の今後につきましては、これまで同様、水稻を耕作されます。議事の7ページをごらんください。農作業に従事する者につきましては、譲り受け人と譲渡人となっております。議事の8ページをごらんください。周辺地域との関係では、集落営農に積極的にかかわるといふこと、及びこの所有権移転によって農地の適切利用に資するということでございます。以上でございます。

○濱坂議長 議案1号の1の説明が終わりました。

何か発言、意見、質問がございますでしょうか。発言はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の1は、発言はございませんが、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、1号の1は申請のとおり許可といたします。

次に、1号の2に入りたいと思いますが、この案件、宇田川委員の案件でございますので、宇田川委員につきましては除斥扱いで審議したいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 議事の10ページをごらんください。議事第1号の2でございます。この案件に係る農地は1筆、875平方メートルでございます。譲渡人は県外にお住まいで農地の耕作や管理ができないことから、これまでも譲り受け人が耕作していましたが、この度、売買による所有権移転をされるものでございます。議事の12ページをごらんください。農地の今後につきましても、梨や柿を耕作されます。議事13ページをごらんください。農作業に従事する者につきましては、譲受人とその奥さんとなっております。議事の14ページをごらんください。周辺地域との関係では、そのまま農地として使用するために、周辺農地の営農に影響がないこと、及び農薬の使用方法についても、地域の防除基準に従うとでございます。以上でございます。

○濱坂議長 それでは、議案1号の2の説明が終わりました。

何か発言はございますか。

これは300万で間違いはないですね。

(発言する者あり)

はい。

発言はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言はございません。議案1号の2につきまして、申請のとおり許可してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案1号の2も申請のとおり許可といたします。

続きまして、議案1号の3の説明をお願いします。

○事務局 議事の16ページをごらんください。議事第1号の3でございます。この案件に係る農地は1筆、956平方メートルでございます。譲渡人は譲り受け人の義父でございます。娘婿さんが親元就農されることから、これを機に、北栄町及び琴浦町にある農地の贈与による所有権移転をされるものでございます。

17ページ、18ページにつきましては修正がありますので、差しかえ分をごらんいただきたいと思っております。18ページをごらんください。農地の今後につきましては、野菜類を耕作されます。議事の19ページをごらんください。農作業に従事する者については、譲受人とその奥さんとなっております。議事の20ページをごらんください。周辺地域との関係では、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うということでございます。以上です。

○濱坂議長 議案1号の3の説明が終わりました。

何か発言はございますか。

発言がないようですが、申請のとおり許可してもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、議案1号の3につきましても、申請のとおり許可といたします。

続きまして、議事の2に入りたいと思っております。農地法第5条の規定による許可申請について、1件でございます。

○事務局 議事の23ページをごらんください。第2号に係る案件は1件です。

議事の24ページに参ります。第1号に係る農地は1筆、730平方メートルでございます。議事の29ページをごらんください。申請者は、今後の耕作ができない状況になりつつあるため、この農地に妻が太陽光発電を設置することとし、夫から妻に農地を貸すことになったものでございます。被害防除措置としましては、道路、水路等の廃止またはつけかえ等を行わないので、地元関係者との協議等は不要となっておりますが、隣接北側の農地の●●●●●さんとの協議はされておまして、35ページには同意書をもっておられます。雨水排水につきましては、地下浸透とされています。また、土砂の流出を防ぐために、これまでどおり、あぜは残すとされておるところであります。既に現地、畑のようなことになっておまして、水路のほうに水が落ちるものと思っております。なお、32ページにありますとおり、隣接耕作地への配慮といたしまして、耕作期間である3月から10月にかけての日照を配慮して、北側を南側より広い1メートル80センチあけて設置するようにされました。農地区分につきましては、第3種農用地でございますとともに、駅、役場、インターチェンジから300メートル以内の農地ということになるかと思っております。転用許可基準は原則許可でございます。以上です。

○濱坂議長 続きまして、現地確認の報告をお願いしたいと思っております。

○前田(浩)委員 座って失礼します。

18番から21番まで、先週の金曜日、4名で確認に行きました。資料の写真にありますように、現地は今、説明があったとおりです。関係書類、隣地の確認証等々っており、特に問題がないものと考えております。以上。

○濱坂議長 ありがとうございます。

事務局の説明なり、現地確認報告がございましたが、皆さん、何か発言ございますか。
はい。

○友定委員 よくわからないので聞いてみますけれども、これはご主人がしたらいけない事業ですか。

○事務局 資金の関係があつて、奥さんでないとお金がないということで。

○濱坂議長 ちなみに、奥さんは何歳ですか。

○事務局 奥さんは60幾つだと思っております。

○濱坂議長 60代。

○事務局 はい。

○濱坂議長 では20年は十分。

○事務局 どうでしょうか。

(発言する者あり)

ええ、特別にはないと思います。

○濱坂議長 そのほか発言はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言がないようですが、議事の2は申請のとおり承認してもよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

反対はございませんので、議事の2は申請のとおり承認いたします。

続きまして、3番、農地利用集積計画の決定について説明を願います。

○事務局 議事の58ページをごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。先ほども説明させていただきましたけれども、43ページから56ページまでのものにつきましては非農地証明に変えましたので、削除でございます。

改めまして、議事の58ページをごらんください。農地利用集積計画の決定でございます。利用権設定については26件でございます。3年未満の契約はございません。それぞれの内容につきましては、議案書の各筆明細に明記をしております。いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。各要件につきましては、以前に配付しております農業委員会法令業務ロードマップの3ページでございます。以上です。

○濱坂議長 説明が終わりました。なお、22、23番につきましては、村岡委員の案件でございますので、22、23は除いた案件につきまして、まず審議をいただきたいと思っております。

件数は少ないですが、発言はございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言がないようですが、22、23を除いた案件につきまして、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、まず、22、23を除いた案件につきまして、計画のとおり決定いたします。続きまして、村岡委員は除斥扱いで22、23の審議をお願いしたいと思います。

何か発言ございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

発言がないようですが、22、23、計画のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、22、23につきましても計画のとおり決定いたします。

続きまして、北栄町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想第4章の1の(5)の規定による所有権の移転申出書、1件でございます。

なお、これは私の案件でございますので、私は除斥扱いで、職務代理に進行をお願いしたいと思います。

○前田(浩)会長職務代理 では、進行をかわります。会長を除斥扱いとして、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 この案件は、会長の息子さんが由良宿の方から農地を購入されるものでございます。面積は合計1,162.01平米でございます。以上です。

○前田(浩)会長職務代理 ただいまの説明がありました。皆さんの意見を聞きたいと思っております。

何か御意見とか御質問、どうでしょうか、ただいまの案件につきまして。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

ありませんか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、決定いたします。

○濱坂議長 それでは、6番の協議事項に移りたいと思っております。

まず、1番、農地法第3条の3第1項の規定による届け出書についてでございます。全部で8件でございますが、一括で審議をお願いしたいと思います。

では、声明をお願いします。

○事務局 協議事項の2ページをごらんいただきたいと思います。農地法の第3条の3第1項の規定による届け出書が、8件、7名の方から出ております。10ページに農業委員会のあっせん希望と記入のものがございますが、こちらは最終的には自作をされるということになったということでございます。以上です。

○瀨坂議長 一括説明終わりました。

既に確認をさせていただいていると思いますが、何か発言はございますでしょうか。

それぞれの地区の方、特に見ていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、一括でございまして、第3条の3第1項の規定による届け出書は受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、8件は受理といたします。

続きまして、2番の農地法第18条第6項の規定による通知書について、4件でございます。これも一括説明を願います。

○事務局 協議事項の25ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による農地使用貸借合意解約書が4件提出されていますが、25ページと26ページのものは、このたび贈与されるために出されたものでございます。また、27ページのものですけれども、他の農地の利用権設定と始期を合わせるため、一旦解約をされるものでございます。28ページのものは、経営移譲をされていた農地を新規就農者の方へ貸し付けをされるということで合意解約をされるものでございます。以上です。

○瀨坂議長 4件、一括説明が終わりました。

何か発言はございますか。

発言がないようですが、協議事項2番の4件、一括受理してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、4件は一括受理といたします。

3番に行きたいと思いますが、北栄町農業振興基本計画についてということで、既に資料を事前にお配りしておると思います。産業課のほうから簡単に説明をいただいて、皆様方の意見をまとめたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○産業振興課樋口室長 それでは、事前配付されておりますところの北栄町農業振興基本計画、簡単ではございますが、説明させていただきます。産業振興課の樋口といいます。座って説明させていただきます。事前に読まれてきておると思うので、概略になろうかと思ひますが説明させていただきます。

実は、この基本計画をつくる前に、皆さん方も御存じだと思いますが、平成22年8月に、この農業委員会のほうから北栄町農業施策に関する建議書というものが出されて、農業振興条例や農業振興計画の策定の建議書が出されたということが発端だと僕は思っております。御存じですが、平成25年9月には北栄町農業のまちづくり条例というものが制定されております。それを受けて、農業振興基本計画をつくるという段取りで作成させていただきました。平成25年12月に第1回の基本計画策定委員会を開催させていただきました。それで26年の、ことしの10月1日まで約月一度のペースで9回の策定委員会を経て、この基本計画をつくったものであります。この後、この基本計画のパブリックコメントということで町民の皆さんからの意見も聞いて、それを考慮しながら最終的には今月中にまとめていかせていただきたいなと思っております。

最初に北栄町の農地・農畜産物の分布図をつけさせていただいております。大体このようなものが主な農産物あるいは農地の分布ということで示したものです。北栄町の特徴であります砂丘地と水田と黒ぼくというものを色分けして示した図としております。

計画の中身ですが、目次を見てもらったらわかりますように、1章から4章に分けてまとめさせてもらっております。1章が計画の策定に当たって、2章が農業の現状と課題、3章は北栄町が目指す農業、4章は推進体制とか計画の進捗管理というものでまとめさせてもらっております。

計画の趣旨は、第1章を見てもらえばわかると思いますが、この農業のまちづくり条例

を施行しまして、基本理念に「消費者に新鮮で安全・安心な農産物を供給し、担い手を確保し、将来にわたり、『夢と希望が持てる農業』とすること」とうたっておりますので、本町の農業及び農村の振興に関する施策を総合的、計画的に展開することとしております。この基本計画は、この条例に掲げる目的を達成するために、本町の農業がとるべき方法といえますか、方向を明らかにするために基本的なことを計画する、策定することを目的としております。具体性がないではないかと思われるかとは思いますが、あくまで基本的な方向を明確にしようではないかということで作らせていただいております。

計画の位置づけとしましては、1ページにも書いてありますように、北栄町まちづくりビジョンというものが上にあって、その次に来る農業の部門としては最高位に当たる計画だということで、まちづくりビジョンの「人と自然が共生し、豊かさを実感するまち」という将来像があるのですが、そのまちづくりビジョンよりは農業振興部門で基本的な方向としてまとめさせていただいたというふうに理解していただければと思っております。

次に、2ページ目になりますが、計画の実施期間となりますが、北栄町のまちづくりビジョンとの整合性といえますか、一体的な推進を図るために、ちょっと中途半端な数字ですが、平成33年度までの8年間を計画の期間としております。まちづくりビジョンが平成32年に見直される予定ですので、その後にそれを受けて、この農業振興基本計画も見直していこうではないかと考えるものです。それと2020年、つまり平成32年は東京オリンピックが開催されるということで、そういったことで農業あるいは工業、商工業、いろいろ変わってくるかもわかりませんので、見直していくということを定めております。ちょっと8年は長いので3年目、平成28年度くらいに必要な応じて計画を見直すようにしております。

あと第2章は、現状と課題ということでございます。課題のほうでは(1)から(3)まで、中心的な北栄町の課題を3点ほど取り上げさせていただきました。それは見ていただければ、皆さん方も御存じのことと思っております。

次に、第3章、3ページ目ですが、「夢と希望が持てる農業のまち」の基本理念ということで、結構ここで多くの時間を費やして、数回もの委員会を重ねさせていただきました。といいますが、委員さん方で議論していたのですが、なるべく多くの町民の方の意見も、あるいは今、中学生の子供さんが、10年後、計画の見直しをされる8年後ぐらいに、どのようになっているだろうかという希望とか期待をアンケートでとらせていただきました。約230件のアンケートがありまして、その中で北栄町の農業の将来像というものを語っていただきました。それをまとめたのがキーワードということで、4ページを見ていただくと体系図を描いておりますが、将来像、キーワード、ビジョンの位置づけ、目標、基本施策と体系図をつけております。夢と希望が持てる農業のまちという将来像があるのですが、夢と希望が持てる農業のまちでイメージされることをアンケートでとったところ、肌色のキーワードのところ、「かせぐ、ブランド、安全・安心・おいしい、自然、みんな、いきがい・ゆとり・ほこり」というものがまとめられまして、そういう将来像、夢と希望が持てる農業のまちをキーワードとしてまとめさせていただきました。一般の方あるいは中学生の方の御意見をまとめたところ、夢と希望が持てるのには、稼ぐあるいはブランドがあったほうがいいのか、食物の安心・安全がいいとか、自然が豊かなまちがいいということがあったので、230件のアンケートの中から夢と希望のキーワードを拾って、この基本理念に生かそうということになり、3ページに書いておりますが、枠で囲った中で、最後の2行の文章ちょっと読みますが、生きがいや、あるいは安心・安全や稼ぐとかブランドとか、そういったキーワードを絡めたものを含んで「農業者を初め、町民みんな「夢と希望が持てる農業のまち 北栄町」として、ふるさとに誇りを持って次の世代へつなげていくことを目指します」というふうに基本理念をまとめさせていただきました。

次に、4ページですが、それをまたアンケートの中からまとめさせていただきましたキーワードからイメージする夢と希望が持てる農業のまちを、キーワードは6つありますが、「かせぐ」では所得をふやそう、「ブランド」では安心して高品質な農畜産物をつくらうということで、目標を掲げさせていただきました。

次に、右のほうへ行くと黄色で基本施策となっておりますが、「所得をふやそう」という中に、販路開拓や拡大あるいは効率的な農業経営・経営感覚、農地集積・農地のフル活用、6次産業化、農業への雇用促進を図るといった基本的な事柄をやっていけば、所得をふやそうという目標を達成していけるのではないかとということで、この図で体系化させて立てていただいております。

5ページから9ページの途中までになるのですが、将来像から目標と基本的な取り組みということで、この体系図のものを文章化したものを5ページから9ページの中ほどまでにまとめて載せさせていただいたというものであります。要するに、夢と希望が持てる農業のまちを将来像にしておりまして、その目標なり基本施策を、できるものからなるかと思いますが地道に取り組んでいけば、将来像であります夢と希望が持てる農業のまちになるのではないかとというふうに委員会としてはまとめさせていただきました。

それで、9ページに書いておりますが、では目標的な数値をどうするかということ、これもいろいろ議論はあったのですが、1つにまとめさせていただきました。さっきの6項目の目標をみんなでかかわりながら実践していくことによって、平成33年度、目標年度までに経営体ごとの所得が、ことし、平成26年の倍になることを目指していこうではないかという数値目標にさせていただきました。そのイメージ図として、皆さん方がどう受けとめられるかどうかわかりませんが、10ページに図を描いております。真ん中が夢と希望が持てる農業のまちということで、さっき言った6項目の、「かせぐ」なり、「ブランド」なり、「いきがい・ゆとり・ほこり」というものを目標を持ってやっていけば、夢と希望が持てるというイメージ図と、下のほうには経営のイメージ図ということで、この6項目をやり遂げればといいますか、やっていけば現在の農業所得の2倍が達成できるのではないかとというイメージ図を描かせてもらいました。

次に、11ページの推進体制です。この計画には、多分皆さん方は、何とか事業、何とか事業、何とか補助金とかいうものを想像されておられたかもしれませんが、先ほど言いましたように、基本的な施策でとどめております。その6項目の目標を推進していくために、あるいは具体的な事業の計画、予算要求等の段階においては、その年ごとになるかと思っておりますが、要望あるいは会合、あるいは、例えばここに書いております具体的にはというところですが、農業指導者連絡協議会というものを活用させていただきまして、その場で、後で出てきますが、進捗管理を毎年行いながら、足りないものがあるのだったら、ブランドの部分ではこういった予算をつけていこうではないか、あるいはこういった計画をしていこうではないかという具体的な事業に反映させていただきたいと思っております。

次に、12ページの進捗管理ですが、計画の期間のところ少し言いましたが、農業指導者連絡協議会なるものの中で、毎年会合を開いておりますので、そこで年次的にその成果を評価・検証していくのもありでしょうし、策定委員さんからは、その場に、例えば農業委員会の方々とか農家の方々の代表を呼んで、いろいろ話をしてもいいのではないかとということがありましたので、農業指導者連絡協議会という場所をかりて農家の方々あるいは農業委員の方々とかと検証、成果等のお話し合いもしていこうと思っております。この基本計画は、3年目を目標に見直しを行うこととしておりますので、それに合わせて農業指導者連絡協議会を開いていこうかなと思っております。それと具体的な事業等は、ことしの4月ごろ皆さん方にも説明をさせていただいたと思っておりますが、ことしの仕事ということでまとめておりますので、そういったことでも各事業の取り組みを6項目、この事業は例えば「かせぐ」、この事業は「ブランド」ということで決めていって、成果や検証をしていこうと思っております。

あと13ページからは、条例とか、計画書に出てくる用語、これはちょっとわかりにくいなという用語を拾い上げて用語集をつけていますし、農業委員会さんがつくられた農地白書から引用して掲載させていただいているのですが、そういった資料もつけておりますので、参考にさせていただけたらと思っております。それと主要農作物の生産販売状況についてはJA調べによるものですので、全てが全て把握しているというわけではありませんが、傾向が見られるかなということで主要作物の生産販売状況も載せさせていただいております。

大ざっぱに言うと以上ですが、これでよろしいでしょうか。

○濱坂議長 ありがとうございます。

○産業振興課 もし補足することがあれば。

○濱坂議長 私のほうから1点だけ皆さんに補足をしたいと思いますが、普通、振興計画といいますと、例えば機械をどこに何台購入してとか、面積をどうするかとか、そういったことが大体従来の基本計画ですけれども、今回の計画につきましては、農業者だけで頑張っても農業は長続きしないと。要は、一般町民の方も取り込みながら、あるいは理解をされながらこの北栄町の中で農業をしていかないと持続性がないではないかという視点が1つございます。ですから今回の計画の中ではみんなでとか、それから用語もできるだけ一般の方が読まれてわかるようにということで、難しい専門用語をなるべく外しましたし、なるべく文章も短く、読み切れるようにしたつもりでございます。ですから農業をやっておられる方から見ると、もしかしたらもう少し明確に表現されていけばいいのかなという思いもあるかもしれませんが、どちらかという町民目線で振興計画を進めたいというのが今回の大きなコンセプトになっておりますので、そういう見方でひとつ読んでいただいて、またいろいろ意見もいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

樋口室長なり、私のほうから一応説明させていただきましたが、皆さん御意見がございませうでしょうか。

○永田委員 ちょっと聞いてみていいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 11ページの計画の推進に向けてというところで、推進体制という形になっているのですが、推進の主体というのが、どこにあるのかよくわからないのですが。

○産業振興課 具体的には農業指導者連絡協議会、事務局は産業振興課とっておるのですが。

○永田委員 要するに推進のメインとなる部署はそこということですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)今のところ。

でも農業者だけでなく町民もみんなでやろうという推進体制のイメージの中で、農業指導者連絡協議会が大体おおよその手段という話になると、町民さんのかかわる筋が、ちょっと何だか、かかわるウエートが少ないような気がするのですが、何となく思いついたところ、産業振興課のほうに要望なりなんなり意見なりを出せば、それがくみ上げられるというイメージなのはいいですが、推進体制の中に町民さんが直接踏み込まれるようなイメージにならないのですけれども、あくまで外のほうから見て意見や要望を上げるだけという印象になってしまうようなイメージがするのですが、そのあたりはいかがなものでしょうか。

○産業振興課 わかりました。具体的な、例えばですよ、何とか協議会というものを新たに立ち上げるのではなしに、その中には農業者の方、あるいは町民の方も取り込んでいかなければいけないと思います。その指導者連絡協議会の、極端に言えば、規約を変えてでもさまざまな方を何名か入れていかないといけないのではないかという御意見は承っておりますので、そうしようとは思っているところです。新たに立ち上げるというのではなしに、この母体を生かしながら。

○永田委員 わかりました。

○濱坂議長 今の協議会の規約の中では、構成メンバーがはっきり決まっているのですよ。しかし、それにこだわると、さっき永田委員が言われたように、農業者だけの連絡会議というか、そういう格好になっていますので、僕も提案しているのですが、その都度、具体的な事案に対して必要な人を呼べるような体制にしなければいけないと。なおかつ、今までの指導者連絡協議会のやり方にこだわらずに、それこそ一遍解散して新しいものをつくるぐらいの気持ちでやってほしいなどは言っているのです。

そのほかいかがでしょうか。

○河原委員 1つ聞いていいですか。

○濱坂議長 はい。

○河原委員 余りにも難し過ぎる話をするかもわかりませんが、まず1つ、消費者のニー

ズ云々というのは、ぼこぼこだけあります。基本条例の中には、いわゆる消費者動向によって取り組まなければいけませんよとうたっているにもかかわらず、ここにはほとんど反映されていないのです。何が言いたいかというと、要するに、つくり手側のお話はそれでいいのですが、きょうび、消費者の動向を見て即対応できる体制で生産物を変化させていかないと、絶対に所得は2倍にならないと思います。基本は何かといたら、食う人が基本なのです、つくる人が基本ではないのです。その辺の視点から、多分変えていかないと、絶対うまくいかないなという気がしています。その辺をもう少し、今後以降、考え方を考えていただけて取り組まなければいけないだろうなど、私たちは思っていますし、考えているのですが。

あともう一つ、確かに有機農産物というのが出てきていますが、それこそ少し時代おくれなので、オーガニック作物という形で栽培をかけていかない限り、要するに世間一般は有機と言ってもわからないので、いろんなところでオーガニック栽培という名前が広範に知られ渡ってきていますので、そういう形をつくりを変えていくこと。そのつくりを変えていくにはどうするかといたら、いわゆる畜産関係の方たちも取り込んでやっていくと。そうすると、自然サイクルがきれいに整ってくると。それだけでやっていけるかどうかは別としまして、それだけでやっていけば絶対安心・安全なのです。もう絶対という言葉がつけられるわけです。ということで、これからはそういう発想のもとに変えていかないとだめではないかなと。あと何十年も待てば、人口がふえていくのを期待したいのですが、現状から考えればなかなか難しいだろうと思うので、やはりこれからは本当にオーガニックという考え方でつくっていかない限り、売れなくなるのではないかなと思います。私の意見ですが。

○濱坂議長 ありがとうございます。この計画委員会の中でも大半の人はやっぱり農業者目線なのです、発言にしても考えにしても。それをようやく、どこまで揺り戻したかはわかりませんが、ここまで何とか町民視線を取り込もうと一生懸命努力してここまで来ているし、さっき河原委員が言われたような視点というのは大事だと思います。それがどこまで表現として、あるいは実行する目標として盛り込めるか、検討させていただきます。

○河原委員 そうすることによって、例えばここの中にも市民農園的なことも書いてありますから、そうすると取り込めるのですよね、方法としては。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほかはございませんか。

○永田委員 もう一ついいですか。

○濱坂議長 はい。

○永田委員 9ページの、さっきの所得を2倍にということですが、これが数値目標というのと、いかにもここに向かってという形になるのですが、実際この数値目標というのは、進捗状況が確認できないですね、現実的に。それとも何かこういった方法で大ざっぱに試算して進捗を出してみようということになるのでしょうか。結局、経営体ごとの経営内容というのは、ちょっと集計できないですね。

○産業振興課 個人的にはわかりませんが、北栄町の全体の農業所得は税務課に照会すれば、平均的なものになってしまいがちですが、わかります。

○永田委員 経営体ごとと書いてあるので、経営体ごとの所得がという分で、いわゆるざっくりしたものですが、こういったものに向かっていこうという理想を掲げたという意味での目標はいいと思いますが、数値目標という形になると現実的に達成できる、していこうということになってくるので、いかにも表現的には経営体ごとの8年後の数字、目標に頑張ってくださいみたいな、何となくこういった形は進捗管理もしにくいですし、もっと極端に言うと、町民の皆さんにも参加していただいて、農業者の所得を2倍にするのという話になると、それはちょっと何だか、農業をやっていない人の力をかりて農業者の所得を2倍にするのかという感じにとられかねないイメージがあるのですが、もう少し何か表現があったほうが良いような気がするのですが。

極端な話、自分の、私のために東園の皆さん頑張ってくださいと、農業をやっていない方も。で、自分の所得が倍になるように8年間の間に頑張って努力しましょうという形に

とられかねないという話で。何で農業者のためにそこまでおれらがやってやらないといけないのかという声も出てこようものなら、いま一つおもしろくないのかなと。いや、具体的な数字はいいと思うのですよ。具体的に各人が2倍を目指してという印象はいいのですが、計画全体として2倍とって打ち出すのを、今出していただいてどうなのだろうなということですよ。

○濱坂議長 余りそういう発想では考えなかったけれども……

(「でもね」と呼ぶ者あり)

言われるとちょっと困ってしまいますが。

○永田委員 農業関係者ではない方がぱっと見ると、多分そう思われるのではないかなという話です。

○濱坂議長 そうかな。余りそういうふうには思わなかった。要は、農業がきちっと元気でやっていけば、非農家の方の生活自体もそれで安定というか、安心できるわけだからね。そういう面で、だから非農家の方も自分の住んでいる周りで、できることをやればいいわけです。特別農業に携わるといってなくてもいい、食べることもいいし、何でもいいです。それが最終的に農家を助けるというか、農家の所得につながっていくし、非農家の方もそれである程度満足感が得られるという関係を思ったのですが。どっちかがどっちかをとってしまうという意味ではなくて。

○永田委員 それはもちろん載せるような計画がいかげんなものかという話ですからね。まあいいです、そう思ったということぐらいな話で結構です。

○濱坂議長 それから所得2倍の、数値目標についてですけども、じゃ、面積を倍にするということの中で所得確保とかいろんな組み立ての計画多かったですね。でも今の時点で考えると、面積をふやすことはなかなか大変だし、要は最終的に、今の体力、経営で、例えば100万の所得のある人、1,000万ある人、それぞれが2倍になるような仕掛けをしていくという組み立てなのです。だから、委員の中にもおられました、うちはもう自分で食べるものだけつくればいいという方もあるのです。それが今までのイメージという農業振興計画で、1反の人が1町つくっていけというのは当然無理ですから、今の現状に対して8年後をどう捉えるかという組み立てしかできなかった。それを実現するためには、ここに上げている6つのイメージをそれぞれできることから潰していくと、やっていくということでは何とかそれに近づくのではないかというイメージです。

○永田委員 いや、イメージも何もかもわかるのです。わかった上で、どうなのかなということも出るかもしれないなというぐらいの話ですので大丈夫です、趣旨等は理解できておりますので。

○濱坂議長 ありがとうございます。

そのほかはございませんか。宇田川さん、いかがですか。

またこれをじっくり読まれて、あるいはきょうの説明を聞いた上でいろいろ感じたこと、もう少しこうすればいいではないかということがあれば、私のほうなり事務局なり、あるいは産業振興課のほうに提案いただくと大変ありがたいと思っておりますので、最初にありましたように、またそういったものが出るとお思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○産業振興課樋口室長 一応、町民の皆さん方に対しましては、ホームページとか告知放送とかで、パブリックコメントを求めるようにしております。それが11月28日までに、ちょっと短いですが、産業振興課へということ住所、氏名、年齢、電話番号を書いて意見をいただけないでしょうかということ出すことにしておりますので、また出てきたものも踏まえながら……

(「その用紙はないのか」と呼ぶ者あり)

用紙ですか。

○濱坂議長 できれば、きょう配ってほしい。

○河原委員 これを出さない限り、例えばホームページを見ろといっても、パソコンのない人はどうやって見るのか。

○産業振興課 それで、町民の皆さん方にぱっとよう配らないので、いつもパブリックコ

メントでやっている方法ですが、さっき言った方法と、大変申しわけないですが、産業振興課、あるいは大栄庁舎だったら住民生活課に行って閲覧してもらって、意見書、紙が置いてありますので。

○河原委員 それは、集まらないよ。例えば、RDDとかで電話でやるではないですか、取捨選択して送ればいいではないか。で、意見を求めればいいではないか。

○事務局 RDDは、人を選定してある程度選んでおいて……

(発言する者あり)

電話張から選んで。

○河原委員 無作為に選んで、例えば100通送って、60通返ってきたら有効ですよとか、そういう方法もあるということ。

(発言する者あり)

○濱坂議長 ありがとうございます。ホームページでそれを。

○河原委員 例えば、我々だったら見れますが、見れない人のほうが大半だと思うし。

○濱坂議長 これがあることがわかっておってさえなかなか見れないのに、わからない人はなおさら。

○産業振興課 はい。

○濱坂議長 ありがとうございます。

(「何人」と呼ぶ者あり)

人数はいいですが。

○河原委員 そっちのほうで考えればいい。

○濱坂議長 できたら用紙に意見を書いてもらうようなものつくって、終わるまでに持ってきて。

○事務局 町のパブリックコメントは、考えてみたら、それはいい方法です。

○河原委員 そうやったってできない、大した経費かからないではないの。

○濱坂議長 それでいいではないか、出してもらって。

では、以上で終わりますが、よろしいでしょうか。

それでは、後ほど書き込みできる用紙を持ってまいりますので、それに書いていただいて提出いただければ、大変ありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上で農業振興基本計画につきましては終わりたいと思えます。

次に移りたいと思えますが、議案には出していませんが、4番として非農地証明について、協議をいただきたいと思えます。

○事務局 本日、非農地証明申請書というのを配っておりますけれども、この件につきまして該当、関係する農地は3筆でございます。この申請の農地ですけれども、20年以上前より植木を植栽して、宅地として使用されているということでございまして、非農地証明申請を行われるものでございます。写真につきましては、5条の資料、写真のほうをごらんいただいて、写真の下の方です。左側が2584-1でしたか、それから真ん中が3、右側が4だったでしょうか。

ええ、4のほうを入れておりません。もともと入っていなかったもので、50ページのをごらんいただくと、左右の関係わかっただけのものと思えます。

○濱坂議長 続きまして、現地確認をしていただいておりますので、報告をお願いします。

○前田(浩)委員 報告いたします。先ほどと同じように、18番から21番が金曜日に行きました。地目は畑になっておりますが、局長含めて5人がこれはどう考えても畑地ではない、庭木がきれいに植栽され、もう畑に戻る状態ではありませんでした。ここに家を建てたいということでしたので、それを転用ということで、ここに出ております非農地の証明書を出していただいたほうが後々問題なく処理できるのではないかと、県のほうからも恐らくそういう指摘が来るということも想定できますので、非農地の証明ということで話を進めていきたいと思えます。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。3筆合わせますと1,301平米でいいかな。1,301平米、ちょっと非農地としては大きな面積ですけれども、検討いただきたいと思えます。

いかがでしょうか、発言はございますか。

○河原委員 これはもう家が建っているのでしょうか。

○前田（浩）委員 家が建っているし、まあちょっと見えないが、軽トラック並みの大きな庭石が、この左側のほうにごろごろしていますですから、もう手を離れたほうがいいのではないかと、実際のところは。そういう意見です。

○事務局 現状は真っすぐ見えるのが、これは古い家のほうなのかなと思います。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

この左側に、ちょっと上のほう白い部分が見えますけれども、本宅が建っております。この通路として、農道の部分が使われておりまして、昔でいえば、農地への進入路をこっちに入れたということでございます。ただ、現状が、右も左も、どうも植木屋さんをさされておったということらしいですが、現状は、もう庭として使用されているのではないかと、使用といたしまししょうか、管理されているというふうに判断をいたしたわけでありまして。

○濱坂議長 ちなみに、今まで畑だったですから畑地の税金課税になってはいますが、非農地になりますと、宅地並みということになってまいります。

いかがでしょうか、何か発言ございますか。

○事務局 でも農地として見れるか見れないかというだけで、確かに税金の部分は変わってくるかもしれませんが、あとは税務課の判断です。ただ農地として見れるか見えないかという部分でいけば、もう農地として見れないのではないかなと考えていただければと思います。

○濱坂議長 それでは、非農地証明申請書が出ておりますが、申請のとおり受理してよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、申請のとおり受理いたします。

続きまして、7番に移りたいと思います。1番の委員会報告、農地委員会はございますか。

○杉川委員 10月17日に六尾の草刈りをいたしました。参加された方、御苦労さまでした。

それから、11月21日に農地委員会の中の農地パトロールを予定しております。委員長はいませんので、この後のことはわかりませんが、済み次第解散。以上です。

○濱坂議長 特に、この後寄る予定はないですか。

○杉川委員 ないです。

（発言する者あり）

○濱坂議長 いいですか。

次に、農政委員会。

○濱田委員 このたびの婚活におきましては、協力していただきました農業委員の皆さん、それと下阪さん初めとします事務局の皆さん、それと講演をお願いしましたところ、すばらしい講演をしていただきました●●●●さん、それと終始会場を盛り上げていただきました石川達之さん、皆さんのおかげと参加していただいた男性陣、非常によく頑張りました、先ほども報告がありましたように8組カップルが誕生いたしました。婚活というのは、カップルができるのが目的ではなくて、結婚していただくというのが本当の意味での目的でありますので、男性が出られておる担当地区の農業委員さん、日ごろからちょっと気にとめてやっていただきたいなと思いますし、結婚までにはまたいろんな問題があるかと思っておりますけれども、そのときはどうぞ親身に相談に乗ってやっていただきたいと思っておりますし、いい知恵をかしてやっていただきたいなと思っております。結婚という大きな門出を迎えられるよう、協力をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

以上ですが、この後もう1点ありまして、きょうは会合は持ちませんけれども、12月の総会の後に、この婚活の第2回目というのでしょうか、今後の婚活についてまた協議をしたいと思っておりますので、次の会合の後にはまたいろいろ意見をしていただきたいなと思います。

（「時間がない」と呼ぶ者あり）

○濱坂議長 次の総会は時間がない。

○濱田委員 きょうはちょっと帰りたい。

(「別の日で」「いい、別の日に決めて」と呼ぶ者あり)

忙しいもので、申しわけない。いいですか。また農政委員の方、日を改めて報告しますので、また集まっていただきますように。いろいろありがとうございました。

○濱坂議長 補足で、事務局のほうからお願いします。

○事務局 私、きょう、お配りしました報告事項の裏面をごらんいただきたいと思います。こちらに実績ということで上げさせていただきました。参加者は男性、女性それぞれ書いてございます。括弧の中はペアの成立した人数でございます。男性の40代の方も4名のうち3名、頑張っていたと思います。意外と人気があるのかなと思っております。あと、日程の中でレクリエーション体験をするようにしておりましたが時間的な都合がありまして、休憩を入れてという格好で、ほぼ予定どおりに実施することができました。以上です。

○濱坂議長 ありがとうございます。

続きまして、広報委員会、ありますか。

○前田(浩)委員 広報委員会、この会が終わりました後、広報紙の件について相談したいことがありますので、残ってください。

○濱坂議長 事務局から、もう1点あるようです。

○事務局 もう1点でございます。報告事項でさせていただこうかと思ひまして入れさせてもらったのですが、県庁の生活環境部の水・大気環境課にこのはがきが入ったようでございます。読んでいただいていると思いますが、どうも長芋の残渣を焼かれた煙が民家のほうに来てかなわないという苦情があったようでございます。私はもともと農家ですし、昔からこうですし、そんなに気にはとめませんけれども、この方は町外から来ておられる方のご様子でございまして、非常に不満を持っておられるという状況がありまして、農協等でも会合のたびに注意をされるようお願いされていたということは伺っておりますけれども、いい方法があれば教えてもらえたらいいなと思っての話でございます。

例えば、ビニールなどにつきましては、農協に集めて捨てられますよね。でも、こういうものにつきましては焼かれないということはないです、実際のところはありません。農産物の残渣については。しかし、やっぱり人の迷惑もあるということは認識をいただく必要があるのかなと思います。できることがあれば、それに向かってやっていくことも考えなければいけないしということでございます。このような苦情が、今回は県のほうに行きましたけれども、町のほうには毎年みたいにあるものです。

○永田委員 実際のところは焼かなければいけない事情がある場合があるので、例えば病害虫なり草の種などで。だからといって、ばんばん迷惑かけていいわけではないとは思いますが、焼いたほうがいい、焼かざるを得ないような事情があるということを発信していくのも、ある意味では必要なのかなという気がします。結局、病害虫等の防除関係、焼かないことによって手当てが必要という話になると、農薬とかその辺のものが余分に必要になるということであれば、近隣のほう、農薬防除に使う農薬をたくさん使うと、どっちが環境的にいいか悪いか、自分も余り火はつきたくないほうなので、結局、国道があったりJRがあったり、つきたくないけれどもつけざるを得ない事情もあるわけです。結局、この主張をされる方と農業者さんの主張と、どっちをとるかではなくてやっぱりすり合わせをしないことには。地元の間は昔からこうやっているのだからと言っても仕方ないですが、有用な面もあるというところも。

○濱坂議長 四六時中という24時間でしょう。芝などを焼くと、1日、2日ずっと火がついていますか、あれも結構激臭で。

(発言する者あり)

○事務局 場所も余りよくないです。結局、南の風だったら国道9号に入って行って、通行している車の人から苦情が来ます。北風だとやっぱり民家から来るし、全然行き先がないのです。例えば国道9号の北側で浜の中で南風のときに燃やせばいいのしょうけれども。あと、煙が出るというのはやっぱり不完全燃焼ということで、完全燃焼するような

ものをつくるとか、それでも灰の始末とか出てくるでしょうし、いい方法があったらという話です、なければ結構です。

(「ごみ捨て場みたいなものはないか」と呼ぶ者あり)

そうですね。産廃なんかだったらそういうところにも。

○友定委員 そういう方法もある。

○前田(浩)職務代理 焼いたほうが早い。

○河原委員 穴を掘って埋めれば済む。

○前田(浩)委員 膨大な量かもしれない。

○河原委員 問題は量なのでね。

○事務局 例えば、遊休農地を使って、そこに入れて埋めるとか。大変は大変ですがね。燃やすほうが楽なのか。町に、一応これは、住民生活課。ただ、農産物なので、産業振興課に来ました。いつも産業振興課に来ます。

○濱坂議長 それで住民生活課は。

○事務局 ないです。ただ、ちょっと私が思ったのは、やっぱり農業振興基本計画なんかをつくったりして、消費者のニーズが云々とか先ほどありましたけれども、そう言いながら消費者のほうから苦情が来るようになるというのは変な話で、その辺は若干頭の隅に置きながらやっていかなければいけないということではないかなと、そういう思いもあってさせてもらったので、解決する方法がなければしょうがないとは思いますが。

○濱坂議長 遠藤委員、例えばその長芋を燃やしていても、そんなにしょっちゅう煙が漂っているのか。

○遠藤委員 その時間帯というか、夕方とかの、例えば風がびたっとやんだときとかは下に漂うような状態になりますし、そこら辺も、一応時間帯とか見て、私たちも配慮はするようにしているのですが、なかなかみんなに浸透しないというのがあると思います。そうです、特に葉っぱとか。つるとかは完全に乾燥すればすぐ燃焼してしまうのですが、やっぱり葉っぱですよ。

(「枯れてない」と呼ぶ者あり)

いや、枯れてはいるのですが。

○山下委員 落ち葉を集めるところがあるのです。そしたらどうしてもぬれていますが。

(「しけているから」と呼ぶ者あり)

しけているから余計煙が、火にならない。くすぶっている。つるは上に枯れて残っている分、それをぼおっとやるのですが、下に落ちた葉っぱを集める。

○事務局 土曜日だかのテレビで、どこかで円筒状のものを、料理なんかで使った残渣からつくって、それを燃料にするみたいなのが出ていましたが、そんなのに有効利用できればいいなと思ったりはしますが。そういうものができれば、この間も被害がありました。霜のときにそれを燃やして対応するとか使えないかなと思ったり、そんな簡単なことでないと言われるかもしれませんが。

○濱坂議長 遠藤委員、山下委員、ほかの方もですが、生産部やなんか会合があったり発言する機会があったら、こういうことがあって、もしあれだったら発言してくださいということ。

次に行ってもよろしいですか。

広報委員は後で残るのですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

報告事項は以上でよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、8の連絡事項、一括で説明をお願いします。

○事務局 まず、一般経過報告です。ごらんとおりでございませけれども、落ちている分がございました。5日に農業指導者連絡協議会のほうに私が出ております。それから7日は農地台帳の法定化に伴う農地情報公開に係る説明会に私が出ております。それと、連絡事項の3ページにございませけれども、26日に農業委員の特別研修大会が開催をされます。ハワイアロハホールでございまして、4ページのほうにマイクロバスを出すように

いたしておりますので御出席を願えればと思います。

あと、12月10日ですけれども、町長との意見交換会を総会後に開催をいたしますので、よろしく願いいたします。その関係で12月の総会は、午後2時から開催をさせてもらおうと思っております。意見交換を4時からという格好にさせていただき、5時には終了していただいて忘年会という格好になろうかと思っております。ですから現地確認のほうは12月8日の月曜日にさせていただきます。9日は議会の議案説明の日でして、開会日として、1日早くさせていただきました。担当委員は議席番号22番から24番と26番でございます。議案の締め切り日は11月25日でございます。以上です。

○濱坂議長 連絡事項で何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは、9番、その他。

○事務局 その他でございますけれども、アグリフォーラムの資料があると思います。これの農業川柳が募集されておまして、総会資料と一緒にお配りさせてもらっております。農業川柳ができましたらお願いしたいと思っております。お一人一点、できれば最低でもお願いしたいと思っておりますし、あとその他のレジュメのほうに2件の空き農地情報バンクへの登録申込書がございます。いずれもできれば売買といった希望だそうでございますので、担当地区の農業委員の方は、もしもいい方がありましたらよろしく願いをしたいと思っております。以上です。

○濱坂議長 資料説明を。

○事務局 引き続き、資料の説明をさせていただきます。

○友定委員 ちょっとその前に、マイクロバスの出欠はとらないのか。

○事務局 出欠をとらせていただきましょうか。

○友定委員 私はこっちに来るよりはあっち行ったほうが近いので。

○濱坂議長 なら、順番にだあっと今聞いて。

○河原委員 私は自分で行きます。逆に、乗る人だけ聞けばいい。

○事務局 マイクロバスに乗っていただける方、お願いいたします。というのが、出しませんと皆さん行かれないということが、一昨年ありましたので、ことしもマイクロバスには乗っていただきたいと思っておりますが、必要なければ、出さないようにしますが。

○濱坂議長 マイクロは要りませんか。

○事務局 余り少ないようだったら出す意味がなくなりますし。でも、参加のほうはしていただきたいなと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○濱坂議長 最後の研修会ですので、皆様、出かけてください。

○事務局 それと、資料の説明でございます。資料の2ページをごらんいただきたいと思っております。

こちらには、農地集積協力金の課税の取り扱いについてというのをつけております。法人、部会等の人格のない社団、任意組合等で法人税等の取り扱いが違いますので、参考にさせていただきたいと思っております。

また、水稻を耕作されている方は御存じかと思っておりますが、3ページ、4ページには、平成26年産米の収入減少影響緩和対策の標準的収入額の相対取引価格換算値の公表がありましたので、参考に添付いたしております。以上です。

○前田（浩）委員 これ、河原委員の方で話してもらったら、農協関係で、米のね、ことし、ちょっと金額が少ないでしょう。そこら辺の、どれくらいの収入減があったのかとか。

○河原委員 9,200円については一応、県会、中央会を交えて話をして、とりあえずそれでは、9,200円の概算払いだということで、あと県それから各市町村その辺それぞれにお願いしているのですが、まだ決まったとは、私、報告を聞いてないので、どれだけ上乗せできるかは、今のところは未定です。それで……。

○前田（浩）委員 9,200円というのは1等米のことですね。

○河原委員 原則そうです、はい。

10月26日現在の等級米の関係では、きぬむすめが大体86%ぐらいが、それからコシがこしは少しよくなって44%ぐらいかな、こしは少しいいそうです。それからひとめが大体68%ぐらいが1等米比率になっておるということで、まだ奥のほうが終わっ

てないところがまだあるそうなので、それに未熟だということを取り入れしていないというところがあるようなので、それが入ってくればまた変わってくるかもわかりませんが、10月26日現在ではそういうふうになっています。

○前田（浩）委員 それは県全体ですね、中部だけ。

○河原委員 いやいや、県全体。

（「県で」と呼ぶ者あり）

ただ、あと、県は、みんな出しますよと言えば、その分はどこも上乘せになるが、各市町村でお願いしたものがオーケーなるかどうかというのはわかんない。それで変わってくる可能性はあります。

○前田（浩）委員 特に米農家の場合は収入減というのが、打撃的なものがかなり激しい。

○河原委員 だから大体、もし今のままで何も補助がないと考えると、大体、1町当たり13万から15万ぐらいは変わってくるという試算はしています。でも、1等だったとしての話ですよ。

○前田（浩）委員 中部管内で特に北栄町の場合、1等比率というのがかなり少ない、こら変な話で、いい話ではないが。だけえ、2等を最高として考えてみればかなり手取りというのは。

○河原委員 だけん、もっとふえると思う。

○前田（浩）委員 かなり厳しいなとは思っているのですが、そこらに対する支援を考えてもらわないとしんどいと思いますよ。

○河原委員 内輪話の話で、これは余り言うといけないかも知れませんが、飼料米をつくってらっしゃるところはよかったかなとおっしゃっています。

○前田（浩）委員 でも、それは結果論だ。

○河原委員 結果論の話です。たまたま米が悪かったということなので。

○前田（浩）委員 でもこれたまたまそうだったかもしれないが、来年以降、飼料米ということがもし補填がなかった場合、一般の農家の水田に余裕があれば、そういう方向に行くという方も多分あると思う。

○河原委員 いや、多くなると思います。

○前田（浩）委員 その場合の受け入れとか、ことしの春、組合長からちょっと話もあったと思いますが、その取り扱いですね、どういう考えなのかということですよ。

○永田委員 実際のところ、飼料用米がよかったとあって、飼料用米作付けだとなると、一般米が作付けが減って、一般米の値段がまた暴騰するという読みもあります。

民主党政権になる前ぐらいの自民政権のとき、そういう試算を出したことがあるらしい。転作を一遍にやるか、どうやるか。米価が今の4,000幾らぐらいまで下がって、次の年には作付けをみんながやめるから、またぼおんとはね上がって、それを繰り返しながらだんだん均衡価格6,000円だか5,000何ぼだかになるのではないかみたいな試算を農水が出したことがあるらしいです。

○前田（浩）委員 それは、どっちにしても結論が出ている話ではないのでね、やっぱり欲しいですわね、その方向性が。

○河原委員 だから予測としては、確かにことし値下がりしたというのは、もともと試算上で32万トンぐらい余りますよと、輸入米除いて。それが34万トン余ってきたということなので、市場が買わなくなったということで9,000円台まで落ち込んだということなのです。特に、ことしの作況もそんなに悪くないので、恐らく来年、要するに残り米がもっとふえてくるだろう。特に、消費者にお願いしなければいけないのは当然のことですが、もっと米を食ってちょうだいよというPRが足らないのかなという問題もありますし、それと、都会近郊に近い水稻生産者は、要するに協定した施策についてきていないということなのです。だから、結局、備蓄米がふえてくるという悪循環を繰り返しています。来年も恐らく、想像の話なのですが、下手をすれば50万トンいくかなという気はしています。そうすれば、消費が上向かない限りは、同じことを繰り返す可能性はありますということなのです。なかなか難しい選択を迫られると思います。

さっき飼料米の関係がありましたが、それぞれのカントリーとライスセンターは飼料米

を対応するには修繕それから対策は行っておりますが、ただ、関西、中国含めまして、飼料米を処理するところが水島に1か所しかありませんので、いわゆる飼料として確保する量が、出荷する絶対量が決まってしまうので、その辺は課題として上がっていますので、ただそれは箱ものからつくらないといけないということなので、各事業体ではできないと。それを国がどう対応してくるのか、その辺はまだ結論は見えていませんのでいかなともしがたいと思っています。

○濱坂議長 以上でよろしいでしょうか。

それでは、皆様方、何かございますか、いいですか。

ないようでしたら、以上で本日の総会は終了したいと思います。

なお、先ほど産業課のほうからの意見書、書く用紙を持ってまいりましたので、ファクスなりメールなり持参なりで、ひとつ意見をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

以上で閉会します。

議長（会長）

議事録署名委員（17番）

議事録署名委員（18番）